

令和7年度

土浦市保育利用案内



(C) 土浦市

【4月入所申込】

《第1次》11/26(火)～12/10(火)の月～金曜日 及び 12/1(日)

《第2次》12/11(水)～2/10(月)の月～金曜日(12/30～1/3除く)

※ 保育所・認定こども園(保育)・地域型保育施設の申込です。(詳しくは5ページへ)

※ 幼稚園や認定こども園(教育)・認可外保育施設等の申込は各施設にお問い合わせください。



4月入所《第1次》受付は、混雑による待ち時間発生防止のため、「事前予約制」とします。右記QRコードにより予約サイトへアクセスし、申し込み日時を予約のうえ、ご来庁ください。(詳しくは5ページをご覧ください。)



〒300-0036

土浦市大和町9番2号

土浦市こども未来部保育課

電話 029(826)1111 (代) 内線2418、2419

FAX 029(826)3402

土 浦 市 保 育 利 用 案 内 目 次

1	保育施設とは	1
2	給付認定について	1
3	幼児教育・保育の無償化について	2
4	入所申込ができる方	4
5	入所までの流れ	4
6	入所申込について	5
7	入所申込及び保育認定申請に必要な書類	6
8	入所選考基準	7
9	入所できない場合	7
10	特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて	7
11	入所後について	7
	(1)ならし保育について	7
	(2)安全と健康管理	8
	(3)入所後に出産し育児休業を取得する場合	8
	(4)給付認定内容変更等の届出	8
	(5)給付認定内容確認の届出（現況届）	8
	(6)退所となる場合	8
	(7)別の保育施設への転所を希望される方	8
12	保育料について	9
13	土浦市公立保育所民間活力導入実施計画について	11
14	よくあるお問い合わせ	11
●	公立保育施設等における「一時預かり事業」について	16
●	保育施設の所在地と定員等	18
●	保育施設略地図	19
●	各保育施設の概要	20～32

★保育所入所申込書類（巻末添付）

土浦市のホームページからもダウンロードできます

保育所入所申込書（1部）

子ども・子育て支援給付認定申請書（1部）

心身状況書（1部）

保育所申請用補助表（1部）

土浦市保育所等入所申込に関する確認書・4月入所申込に関する確認書（1部）

就労証明書（2部）

診断書（保育所入所用）（1部）

集団保育に関する診断書及び意見書（1部）

求職に関する申立書（1部）

※「就職活動状況届」・「市指定様式の出勤簿」・「介護に関する申立書」は、市保育課で配布しています。

1 保育施設とは

就学前の乳幼児の保護者が、就労・病気・出産などのために家庭で保育できないときに、保護者に代わって乳幼児の保育を行う施設です。この冊子では、主に保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業について案内します。

※ 大切なお子さんをお預かりする施設です。申込前の見学をお勧めします。

2 給付認定について

保育施設を利用するには、子ども・子育て支援法における「給付認定」を受ける必要があります。給付認定は、保護者の申請を受けて、市が内容を審査し、認定します。

(1) 子どものための教育・保育給付認定

【認定区分】

保育施設の利用では、乳幼児の年齢により「2号」または「3号」の給付認定を行います。

区分	対象となる乳幼児		内容	利用できる 主な施設・事業
1号 認定	満3歳 以上	教育を希望	教育標準時間（4時間）	認定こども園（教育）、幼稚園
2号 認定	満3歳 以上	保育が必要であること の事由に該当し、	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）	保育所、認定こども園 （保育）
3号 認定	満3歳 未満	保育所等での保育を 希望	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）	保育所、認定こども園（保 育）、地域型保育事業等

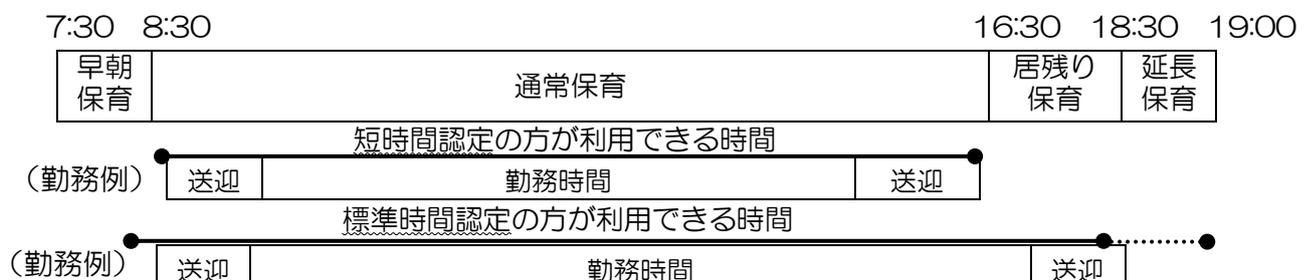
【保育必要量】

給付認定では、保護者の就労時間等により、「保育必要量」を決定します。

区分	保育時間（利用できる上限）	対象となる方
保育 標準時間	保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大11時間の利用が可能	利用時間が施設の保育短時間の設定時間を 超える方、「妊娠・出産」で入所の方など
保育 短時間	保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大8時間の利用が可能	利用時間が施設の保育短時間の設定時間以 内の方、「求職活動」「育児休業」の方など

※11時間や8時間は、上限時間であり、実際の利用時間は、勤務時間等により個別に異なります。

● 保育時間のイメージ



※ 各保育施設の設定時間は、園により異なります。（→詳しくは20ページ以降）

※ 保育が必要であることの事由に該当する場合であっても、保護者の希望により1号認定を受けて、幼稚園・認定こども園を利用することも可能です。

※ 保育の利用が可能な時間は、就労での入所の場合「送迎時間+勤務時間」となります。

※ 1日の就労時間が8時間未満でも、勤務時間等の関係から、常態的に施設が設定する保育短時間の利用時間帯を超えて利用せざるを得ない場合は、保育標準時間で認定することも可能です。

3 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、幼児教育・保育の利用料の無償化が始まりました。対象となるのは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでのお子さんです。保育施設のほかにも、幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設なども無償化の対象となります。（新1号～新3号認定）

なお、無償化の対象には、通園送迎費、給食費、行事費、教材費、延長保育料等は含まれません。

< 無償化の範囲 >

○…無償化、×…無償化の対象外または利用対象外

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※1		0～2歳児クラス		
保育の必要性 ※2		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況				非課税	課税	—
施設 類型 ・ 事業	【2・3号認定】 保育所・ 認定こども園（保育）	○	×	○	×	×
	【1号認定】 幼稚園 ※3 認定こども園（教育）	○				
	【新2号認定】 幼稚園・認定こども園（教育）の預かり保育料 ※4	○ 月 11,300 円 （日額 450 円）まで	×			
	【新1号認定】 幼稚園 ※5	○ 月 25,700 円まで				
	【新2・新3号認定】 認可外保育施設・一時預 かり事業・ファミリーサ ポートセンター事業等	○ 合計で月 37,000 円まで	×	○ 合計で 月 42,000 円まで	×	

※1 認定こども園と幼稚園の教育利用は、満3歳から無償化の対象となります。（保育利用や預かり保育利用料は、3歳になっても3歳児クラスの学年になるまでは対象外です。）

※2 「保育の必要性」とは、4ページの「4 入所申込ができる方」の要件をさします。なお、「育児休業中」の要件の場合、保育施設と認可外保育施設に以前から通っていた場合のみ対象になります。育休中の預かり保育や一時預かり事業は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

※3 対象となる市内の幼稚園は以下の2園です。

- ・天川幼稚園（天川 1-4-19）
- ・つくば国際短期大学附属幼稚園（真鍋 6-6-9）

※4 満3歳で、住民税非課税世帯の方の預かり保育は、月16,300円まで無償になります。

※5 対象となる市内の幼稚園はありません。

◎ 3～5歳児クラスの障害児発達支援サービスも無償となります。（保育所等に在園している場合も併用できます。）詳細は市障害福祉課にお問い合わせください。

◎ 企業主導型保育施設も無償化の対象となりますが、詳細は各施設にお問い合わせください。

◎2・3号認定で入所を希望の方は、5ページのとおり市役所での申込が必要です。

◎3ページに記載のとおり、新2・新3号認定での無償化は、市に必要書類が全て提出されてから開始となり、さかのぼっての認定はできません。

＜一時預かり事業・認可外保育施設・ファミリーサポートセンター事業等を利用する方へ＞

3歳児クラス以上の方や2歳児クラス以下の非課税世帯の方で、保育の要件を満たす方は、市で確認された施設を使用した場合に、利用料が無償となります。ただし、保育所や認定こども園、幼稚園（市立幼稚園を除く）をすでに利用している方は、これらの施設を利用しても無償化の対象とはなりません。詳しくは、利用する施設または市保育課にお問い合わせください。

＜認定こども園や幼稚園での預かり保育や認可外保育施設を利用する方へ＞

保育の要件を満たし、施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受けた場合は幼稚園等の預かり保育利用料や認可外施設の利用料が無償になります。（上限あり）

※ 市外の施設を希望される方は、市保育課にお問い合わせください。

※ 認定申請書類が不備なく全て市に届き、無償化の認定をした日から無償化の対象となります。認定前に利用された分は無償になりませんので、ご注意ください。

● 令和7年度のクラス編成

クラス編成で基準となる年齢は、**令和7年4月1日現在**の年齢です。下表のクラス年齢に達していても、基準日である4月1日時点の年齢のクラスに所属します。

クラス	生 年 月 日
5歳児クラス	平成31（2019）年4月2日～令和 2（2020）年4月1日
4歳児クラス	令和 2（2020）年4月2日～令和 3（2021）年4月1日
3歳児クラス	令和 3（2021）年4月2日～令和 4（2022）年4月1日
2歳児クラス	令和 4（2022）年4月2日～令和 5（2023）年4月1日
1歳児クラス	令和 5（2023）年4月2日～令和 6（2024）年4月1日
0歳児クラス	令和 6（2024）年4月2日～



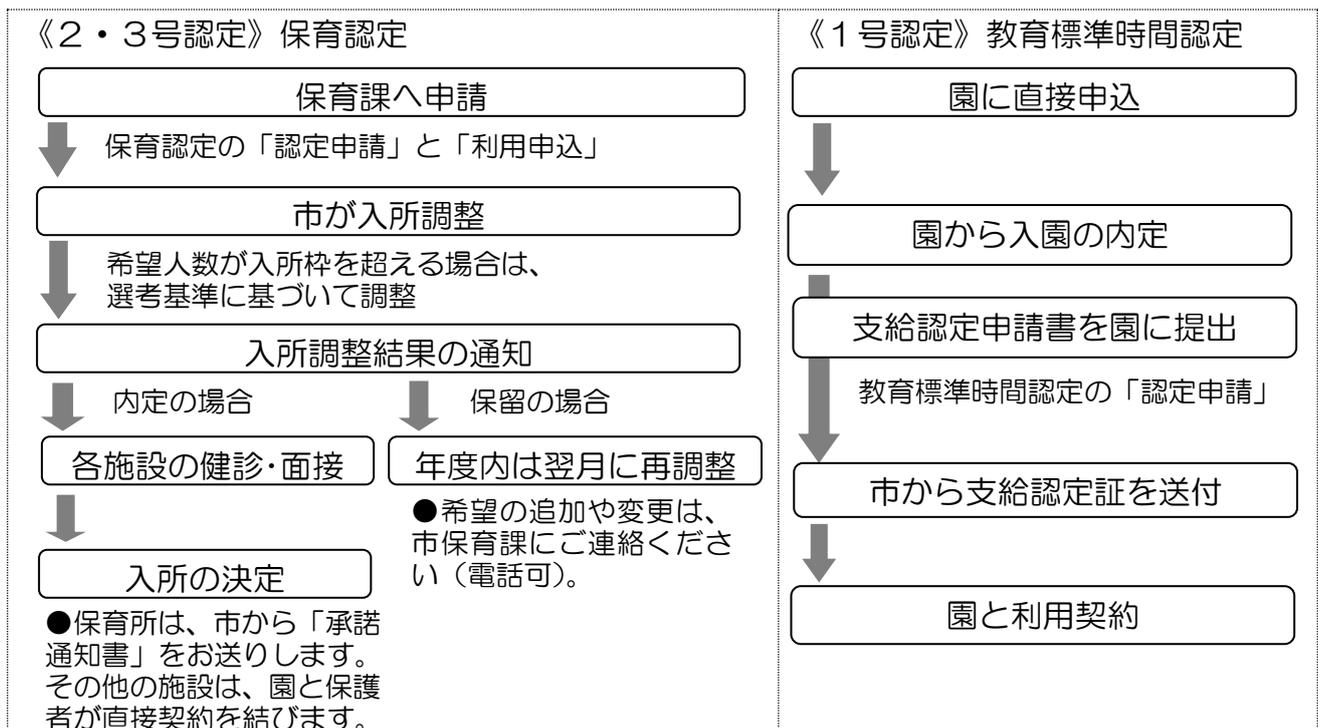
4 入所申込ができる方

土浦市内に住所があり、入所希望月の初日に生後2か月を経過している就学前の乳幼児の保護者で、保育が必要であることの認定（2号・3号）を受けた方。（入所申込と同時に保育認定申請をされる方も含みます）

保護者の状況	要件等
就労	保護者が月64時間以上の就労している場合 (ただし1日あたり4時間以上かつ月16日以上勤務に限る)
妊娠・出産	入所月が産前休業開始日を含む月から産後8週を経過した日の翌日を含む月となる場合、原則「妊娠・出産要件」となり、入所期間は産前6週が始まる月から産後8週を経過した日の翌日の月の月末までとなります。
病気・けが等	保護者に疾病・障害等がある場合
親族の介護等	同居または長期入院している親族の介護・看護が必要な場合 ※介護等にかかる時間は就労要件に準じます。
災害復旧	保護者が地震等の災害復旧にあっている場合
求職活動中	起業準備を含む。入所後3か月以内に就労要件等を満たすことができないと退所となります。
就学中	保護者が就学（公共の職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合 ※就学時間は就労要件に準じます。
育児休業中	出産前に1日あたり4時間以上かつ月16日以上就労をしていた方が、法令で定められた育児休業を取得しており、 <u>保育施設に入所した月内に育児休業からの復職が可能な場合</u>
その他	虐待やDVのおそれがある等保護者が明らかに保育できない場合

※土浦市内に住所がない場合は、住所がある自治体でのお申込となります。（入所希望月の1日までに土浦市内に転入する場合を除く）

5 入所までの流れ



※ 内定後の健康診断等を受けない場合や、集団保育が不可能である場合は入所できません。

6 入所申込について ※ 必ずお子様とご一緒にお越しください。



4月入所の場合、お子様のお預かり開始が入所（園）式の日以降となる施設があります。事前に施設にご確認をお願いいたします。

(1) 令和7年4月入所申込

① 第1次申込

混雑による待ち時間発生防止のため、第1次期間は「事前予約制」とします。

以下のURL または 表紙のQRコードから予約サイトへアクセスし、希望日の前日までに日時を予約のうえ、ご来庁ください。

お一人あたりの時間は20分間ですので、必要な書類はすべてご記入のうえ、お越しください。申込前に施設や制度等を詳しくお知りになりたい方や、ご不明な点がある方は、事前に市保育課へお問い合わせください。

予約はコチラから

<https://tsuchiura-hoiku-2020yoyaku.revn.jp/>

予約開始：11月6日（水）午前9時～



※ 画面下部の「新規会員登録」を行ったうえで、日時の予約をしてください。予約の日時・時期は入所の可否には影響しませんので、ご都合に合わせて選択してください。

※ インターネット環境がない等、予約が困難な方は、市保育課にご相談ください。

期間	令和6年11月26日（火）～12月10日（火） （土日、祝日を除く。ただし、12月1日（日）は実施）
時間	9時00分～17時00分
場所	ウララ2 8階保育課（土浦市大和町9-2）※病院等が複数ある建物です。

※ 入所調整を1月中旬に行い、結果等の通知は1月末頃の発送を予定しています。

※ 市外に住民票がある方は、市内の方の第2次申込の調整結果によって入所の可否が決定するため、通知の発送が2月下旬以降となりますのでご注意ください。

② 第2次申込

期間	令和6年12月11日（水）～令和7年2月10日（月） （土日、祝日、年末年始を除く）
時間	8時30分～17時15分
場所	ウララ2 8階保育課（土浦市大和町9-2）

※ 第1次分入所調整後の空き状況に応じ、2月下旬に入所調整を行います。第1次申込者が優先となりますので、可能な限り第1次入所申込受付期間に申込をお願いします。

(2) 毎月（4月以外入所）の申込

期間	入所を希望する月の前々月の11日から前月の10日まで ※ （土日、祝日、年末年始を除く）
時間	8時30分～17時15分
場所	ウララ2 8階保育課（土浦市大和町9-2）

※ 10日が土日・祝日にあたる場合は、その次の開庁日までとなります。

7 入所申込及び保育認定申請に必要な書類



書類に不足や不備がある場合、入所申込をお受けできない場合があります。
提出前に必ずご確認をお願いいたします。

- (1) 保育所入所申込書（乳幼児1人につき1部）
- (2) 子ども・子育て支援給付認定申請書（乳幼児1人につき1部）
- (3) 心身状況書（乳幼児1人につき1部）
- (4) 保育所申請用補助表（乳幼児の人数にかかわらず1部）
- (5) 土浦市保育所等入所申込に関する確認書（確認後✓をお願いします）
- (6) 保育にあたれない証明書（父母ともに必要）※下表参照

◎同居の親族（祖父母等）が65歳未満の場合（在学中の子を除く）、当該祖父母等の保育にあたれない証明書がないと優先順位が低くなります。

保護者等の状況	提出書類
① 1日あたり4時間以上で月16日以上就労をされている方	「就労証明書」（証明日から3か月以内のもの。勤務予定で申込の場合は、後日勤務中の就労証明書を提出する必要があります。） ※自営業主・自営業専従者・家族従業者の方と事務担当者が2親等以内の職場で勤務されている方は、添付書類として「最新の確定申告書・源泉徴収票」のいずれか1つが必要です。また、内職・業務委託の方は、直近3か月の平均収入が茨城県の最低賃金×64時間以上であることが証明できる書類が必要です。※営業開始日等の関係で確定申告書等が提出できない場合は営業許可証・開業届で代替できる場合があります。このいずれかにも氏名の記載がない方は、特例的に市指定様式の出勤簿（第三者の証明が必要）でも可能です。
② 育児休業中の方	「就労証明書」（必ず入所月内に復職する必要があります。）
③ 病気の方及び障害のある方	「診断書（保育所入所用）」 （障害を有する方は、診断書に加え、身体障害者手帳・療育手帳などの写し）
④ 親族等を介護されている方	「診断書（保育所入所用）」「介護に関する申立書」（介護を受ける方が障害を有する場合は、診断書・介護に関する申立書に加え、身体障害者手帳・療育手帳などの写し）※ご自身での介護に限ります。（買い物等の援助のみは不可）
⑤ 出産予定の方	妊産婦マル福の受給者証や母子手帳など、出産予定日が分かるものの写し ※出産要件で入所の方は、産後8週を経過した日の翌日の月の月末までの期間限定入所となります。
⑥ 就学中等の方	「在学証明書」及び「カリキュラム」等 ※職業訓練学校等をご利用の方は別途書類が必要になる場合があります。
⑦ 求職中の方	「求職に関する申立書」（求職中の申込で入所された場合、入所日から3か月以内に「就労証明書」の提出がない場合、当該月末で退所となります。）

※「市指定様式の出勤簿」「介護に関する申立書」は、市保育課窓口または土浦市HPにて取得可能です。
※証明書類が両親共に不備の場合は、申込の受付ができませんので、ご注意ください。

(7) 母子手帳（申込乳幼児のもの）

(8) その他

- ①入所希望月の1日までに土浦市内に転入する場合…「賃貸契約書」や「売買契約書」等の、申請者及び乳幼児が入所希望月の1日までに土浦市内に転入する予定であることが分かる書類
- ②離婚調停中で、すでに住民票が別の方…裁判所の「事件係属証明書」等調停中の証明書類
- ③お子さんが以前大きな病気をしたことがあったり、定期的に通院したりしている場合で、保育施設での集団保育が可能かどうかの判断が難しい場合…集団保育に関する診断書及び意見書
- ④令和6年1月1日現在で土浦市以外に住民票があった方の中で、マイナンバーを使った情報連携での所得照会に同意していただけない方…課税証明書（対象年度についてはP10参照）

※ 必要に応じて、上記に記載した以外の書類の提出をお願いする場合があります。

8 入所選考基準

ご希望の保育施設に定員以上の申込がある場合などは、市の入所選考基準に基づき、就労状況や世帯の状況についてそれぞれ点数化し、総合的に判断し保育の必要性の高い方から優先的に入所調整を行います。主な選考要素の優先目安は、おおむね次のとおりです。受付順ではありません。

就労証明書等が不備の場合には、入所の優先度が低くなりますのでご注意ください。

優先度	父母の就労状況	就労時間 ・日数	世帯の状況	現在の保育状況
高い ↑ ↓ 低い	外勤・自営中心者	長い・多い	ひとり親世帯	認可外保育施設入所中
	就労先内定 家庭内労働・自営 協力者		父母と乳幼児の みの世帯	産休・育休中 企業内託児所入所中
	求職中	短い・少ない	同居または近隣 に保育の手助け ができる親族が いる世帯	同伴就労 家庭保育（母、祖父母等）

※ 上記のほか、生活保護世帯、虐待やDVのおそれがある場合、兄弟が入所中の保育施設に入所希望、地域型保育事業などの卒園児等については、優先度が高くなります。

9 入所できない場合

入所申込をしても、施設の定員に空きがない等の理由で、希望する保育施設に入所できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。希望月に入所できない場合は、次月以降も令和8年3月入所までは、自動的に入所調整を行います。（再度申込を行う必要はありません。）

ただし、幼稚園等に入所が決まったり、家庭で保育が可能となったり等の理由により、入所調整が不要となった場合は、申請取下手続の必要が生じるため市保育課にご連絡ください。また、翌月以降の希望施設を増やしたり、変更したりしたい場合も同様に市保育課にご連絡ください。

10 特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて

特別な配慮とは、ことばや身体面、情緒面で支援が必要になるお子さまや、病気や障害、食物アレルギーのあるお子さまをいいます。保育施設での生活は、ご家庭での状況とは異なり、集団生活の場となるため、保育施設ではお子さまに合わせた配慮が必要となる場合があります。そのため、保育施設の受入体制によっては、入所をお待ちいただく場合もあります。窓口でのお申込の際には、お子さまについて聞き取りをさせていただきますので、できるだけ詳しく状況をお知らせください。

11 入所後について

(1) ならし保育について

乳幼児は、急激な環境や生活変化に適応しにくいいため、分離不安、情緒不安、心身の疲労を和らげ精神の安定を図りながら徐々に集団生活に慣らすため、実施しております。

公立施設	第一段階（2日間）…10時30分降所（環境に慣れる）
	第二段階（2日間）…12時降所（給食を経験する）
	第三段階（2日間）…16時降所（午睡を経験する）
民間施設	施設により異なりますので、直接お問い合わせください。

(2) 安全と健康管理

送迎は、保護者の方が責任を持って行ってください。

保育施設内で病気、事故が発生したときは、医師の診断・治療等の応急処置をとり、保護者の方に連絡しますので、緊急時の連絡先を必ずお知らせください。

病気や怪我の状態が重篤と判断した場合は、救急搬送をする場合があります。

(3) 入所後に出産し育児休業を取得する場合

就労認定で入所している乳幼児の保護者が、第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなり、在籍児（年長児以外）は原則退所となります。

ただし、育児休業法に定める育児休業を下の子の1歳誕生日の前日までの期間内で取得する方に限り、特例で継続入所が可能です。その際には、「育児休業承認書」（就労先の任意様式で可。育児休業期間が記入してあるもの。）または「就労証明書」（育児に関する休業制度に関する事項が記載されている。）の提出が必要です。なお、育児休業を取得した翌月からの保育必要量が保育短時間（8時間）となります。

※ 妊娠・出産での期間限定入所の方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。

(4) 給付認定内容変更等の届出

次のような場合は、原則、変更したい月の前月25日（25日が土日祝日の場合は前開庁日）までに園（市外保育施設利用の場合は保育課）へ給付認定変更申請書を提出してください。

- 居住地などが変わるとき（転出、転居、電話番号の変更など）
- 保育必要量を変更したいとき（短時間保育から標準時間保育への変更など）
- 世帯状況が変わったとき（出産、家族の死亡、離婚、結婚、生活保護等世帯状況の変化）
- 就労状況等が変わったとき（就労先、就労日数、離職など）
- 市民税額が変わったとき（市民税の申告、修正など）
- 認定区分を1号（教育部分）に変更するとき

(5) 給付認定内容確認の届出（現況届）

年に1回給付認定内容確認の届出（現況届）及び保育にあたれない証明書を提出いただきます。この届出は、家庭で保育ができない状況の確認のために実施するものです。

家庭で保育できるようになった場合や、保育の必要性を満たす書類の提出がなかった場合は、退所となります。

(6) 退所となる場合

次のような場合は、退所となります。

- 入所申込書や面接で虚偽の内容があった場合
- 同一月内に1日も登園しなかった場合
- 家庭で乳幼児を保育できるようになった場合
- 集団での保育が不可能となった場合
- 下の子の1歳の誕生日以降も入所申込をせずに育児休業を取得した場合（年長児を除く）
- その他、上記に類する状況等により退所が適当と認められる場合

(7) 別の保育施設への転所を希望される方

入所後に転所の申請は可能ですが、必ず転所できるとは限りません。また、**転所の内定が出た場合は、原則として辞退できません（元々利用していた保育施設には戻れません）。**申請後に転所の意思がなくなった場合は、速やかに申請取下手続（電話連絡）をしてください。

※ 元々就労要件で入所中の方が妊娠・出産要件での転所が内定した場合は、産後8週を経過した日の翌日の月の月末までの限定入所となります。また、育児休業中の方の転所申込は、入所月内に復職することが条件となりますので、ご注意ください。

12 保育料について

保育園に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国・県・市がその不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者等の扶養義務者に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が発生します。保育料を滞納した場合、財産差押等滞納処分の対象となりますので、必ず納付をお願いいたします。なお、万が一滞納が生じた場合は、職員が電話等による催告および自宅・職場等への訪問徴収を行うことや、児童手当支給日に、未納額を児童手当から充当または現金支払いにより窓口にて支払うことに「土浦市保育所等入所申込に関する確認書」にて同意していただきます。

保育料の額は、世帯の市民税額により決定されますので、一律ではありません。

保育料は、公立・私立ともに同額ですが、教材費や保護者会費など必要な諸経費が園によって異なりますので、詳細は事前に直接園にご確認ください。

● 保育料の決定について

前述のとおり、保育料は市区町村民税額に応じて決定されます。(→詳しくは次ページ)

4月分～8月分保育料：令和6年度の市民税額をもとに決定

9月分～3月分保育料：令和7年度の市民税額をもとに決定

※ 収入がなかった方も、必ず住民税の申告を行って下さい。

※ 市民税額は、入所決定時に市保育課で確認いたします。

※ 父母の年収が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の市民税額も合算されます。しかし、前年の収入が103万円未満でも、年途中の父母の就職・転職等によって家庭の収入状況が変わり、就職・転職後の月平均収入額が85,834円以上であったことが証明された場合は、祖父母等の税額は合算されません。なお、利用者負担額決定の際の市民税額の算出においては、調整控除以外の税額控除の適用は受けられません。

● 保育料の支払いについて

	支払い先	支払い方法
保育所 (公立・民間)	市に支払い	市内に本支店を有する金融機関での口座振替(イオン銀行を除く)
認定こども園・ 地域型保育事業	各施設に直接支払い	各施設にお問い合わせください

※ 公立・私立保育所の口座振替日は月末日となります。(休日の場合は翌営業日)

※ 公立の認定こども園は、市に支払いとなります。

● 令和7年度口座振替予定日

保育月	振替日	保育月	振替日	保育月	振替日
4月分	4/30(水)	5月分	6/2(月)	6月分	6/30(月)
7月分	7/31(木)	8月分	9/1(月)	9月分	9/30(火)
10月分	10/31(金)	11月分	12/1(月)	12月分	1/5(月)
令和8年 1月分	2/2(月)	令和8年 2月分	3/2(月)	令和8年 3月分	3/31(火)

土浦市保育所（園）・認定こども園等 保育料（利用者負担額）一覧表

【3号認定：保育園・認定こども園】（月額）			
年度当初年齢		満3歳未満児	
階層区分	保育必要量	保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
※市町村民税課税額による			
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税が非課税の世帯	0円	0円
第3	所得割課税額が48,600円未満	3A	5,800円
		通常	12,600円
第4	所得割課税額が97,000円未満	4A 77,101円未満	9,000円
		通常	20,700円
第5	所得割課税額が169,000円未満	31,400円	30,900円
第6	所得割課税額が301,000円未満	41,100円	40,300円
第7	所得割課税額が397,000円未満	50,800円	49,900円
第8	所得割課税額が397,000円以上	57,300円	56,300円

※1号認定及び2号認定（年度途中で3歳の誕生日を迎えて2号となった場合を除く）の利用料は無償となります。

ただし、国の決定により、給食費は実費負担となります。詳細は下記の「その他」をご参照ください。

※表中の数字は1人目の金額です。

※保育料の適用年齢は『4月1日時点』における満年齢で適用されます。2歳児クラスに在園の方が年度途中で誕生日を迎えて満3歳となった際は、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、年度内は3号認定児の保育料のままになります。

■ 保育料(利用者負担額)の算定にあたって

- 算定の基準は、父母それぞれの「市町村民税所得割課税額」の合算額です。収入がなかった方も、住民税の申告を行ってください。課税状況は市(保育課)で確認いたしますが、令和6年1月1日現在で土浦市以外に住所があった方は、当時の住所地に対して市から所得の照会をさせていただきます。
- 保育料の切り替わり時期は、「9月」です。(例) 令和7年4月～令和7年8月は令和6年度、令和7年9月～令和8年3月は令和7年度の市町村民税課税額が基準となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく利用者負担額					当年度の市町村民税額に基づく利用者負担額						

- 認定区分や家族状況等の変更に伴い、保育料が変更になることがあります。
- 祖父母等同居世帯で、父母それぞれの年収(課税証明上の額)が103万円未満の場合は、祖父母等生計の主宰者の税額より階層を決定します。※ただし、父母が年途中で就職・転職し年途中から月平均85,834円以上の収入があると事業主に証明された場合を除きます。(ご不明な場合お問合せ下さい。)

■ 保育料(利用者負担額)の軽減措置について

- きょうだいがいる場合
小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 多子世帯の軽減措置
所得割課税額57,700円未満の世帯については、年齢制限なく最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子として、上記と同様に軽減します。
- ひとり親等世帯の場合
「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)世帯」「要保護世帯」の場合、保育料の階層が第3及び第4の一部の方は、それぞれ「第3A」「第4A」に軽減されます。所得割課税額77,101円未満の場合は、年齢制限なく第2子以降無料となります。

■ その他

- 給食費について
幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定及び2号認定(4月1日時点で3歳児クラスの方)の保育所等の利用料は無償となりますが、国の決定により、給食費は実費負担となります。※3号認定については、以前と同様に保育料に給食費が含まれます。令和7年度より市内すべての公立保育施設において主食の提供を行います(月額1,000円)。副食費は月額4,500円となります。民間保育所・認定こども園等の給食費については、施設ごとに異なります。
※副食費の免除対象者について
年収360万円未満相当世帯及び、2号認定は小学校就学前までの子からかぞえて第3子以降、1号認定は小学校第3学年までの子からかぞえて第3子以降の副食費は免除されます。(対象者には別途通知をお送りします。)
- この保育料とは別に、各園によっては通園バス代などの実費徴収等がある場合があります。

1.3 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画について

本市では、人口減少・少子高齢化社会を見据えた公立保育所の民間活力導入を進めるため「土浦市公立保育所民間活力導入実施計画」（平成28年度～令和7年度）を策定しました。

前期計画 平成28年度～令和2年度 **後期計画** 令和3年度～令和7年度

この計画を受け、これまでに5つの公立保育所が民間に移管されました。また、令和5年10月から、東崎保育所が公立の幼保連携型認定こども園である土浦幼稚園に新たに生まれ変わりました。さらに霞ケ岡保育所も、令和7年度に民間に移管される予定です。計画の詳細につきましては、こども政策課(内線 2281)にお問い合わせください。

1.4 よくあるお問い合わせ

● 入所申込について

Q. 空きのない保育施設でも希望することはできますか？

A. できます。申込時点で空気がなくても、児童の退所や職員配置の変更等により急遽空きが出る場合がありますので、空き状況にかかわらず、利用したい施設を希望順にご記入ください。

Q. 空きの数が多い施設を第1希望に書いたほうが入りやすいですか？

A. 希望の順位は優先度に影響しないため、空きがある施設を第1希望にしても優先度は上がりません。実際に利用したい施設順にご記入ください。
(例) 第1希望で入所選考基準の優先度が低い方より第15希望でも優先度が高い方が優先です。
また、第1希望の空きがある施設に内定となった場合は、第2希望以降の施設の調整は行いません。本心では空きがない施設の希望順位が高くても、その施設を第2希望以下にしてしまうと、急にその施設に空きが出た場合にも、調整にかからなくなってしまいますので、空きの有無にかかわらず、通える範囲で行きたい順番にご記入ください。

Q. 入所希望保育施設が5か所以上ある場合は、どのように記入したらいいですか？

A. 入所希望保育施設の欄は第4希望まで設けておりますが、第5希望以降がある場合は、欄外の第5希望以降記入欄に記入してください。ご記入いただいた保育施設について希望順に調整にかかります。また、希望の数の制限はありませんので、第15希望以降がある場合は、別紙に順序がわかるようにご記入ください。 (例) ⑮△△保育園 ⑯◇◇こども園
なお、どれだけ希望順が低い保育施設でも、内定となった施設を辞退した場合は再度申込手続きが必要となります。必ず、ご利用できる範囲でご記入ください。
記入していない施設に空きがあっても追加の調整等を行いませんので、入所の希望がある施設については、ご利用できる範囲で行きたい順番に全てご記入ください。

Q. 入所申込期間内に早目に申し込んだ方がいいですか？

A. 各月の申込期間内に受け付けた方全員を対象に調整を行いますので、先着順ではありませんが締切日は窓口が混み合いますので、余裕を持ってお越しください。

Q. 入所申込書を提出しましたが、希望する保育所を増やしたい(変えたい)のですが。

- A. 各月の申込期間内に保育課へご連絡ください。希望施設の追加や希望順位の変更はお電話でも受け付けています。

Q. 求職中で申し込みましたが、就職先が決まりました。連絡した方が良いですか？

- A. 「就労証明書」を提出してください。入所希望月の申込期間内にご提出いただければ、入所調整での優先度が上がります（申込期間を過ぎてからの提出だった場合は、翌月の入所調整から反映することとなります）。

上記に限らず、申込時の内容に変更があった場合（「就労を開始して託児所等の利用を始めた」「育児休業を延長した」等）は、入所調整での優先度に関わる場合がありますので、必ず保育課へご連絡ください。

※内定後に保育要件が変更したことによって、認定事由を変更（短時間保育→標準保育への変更等）する必要性が生じた場合は、変更後の保育要件を証明できる書類（就労証明書等）に加えて、「子ども・子育て支援給付認定変更申請書」に変更事項を記載し、入所月前月の月末までに市保育課にご提出ください。

Q. 認定こども園単願であれば、必ず入園できますか？

- A. 認定こども園でも、保育認定（2号、3号）での入園は、他の保育所と同様に市が入所調整を行いますので、必ず入園できるわけではありません。ただし、教育認定（1号認定）であれば市の入所調整を経ずに入園することができます（教育部分（1号）での申込については、希望する施設へ直接お手続きください）。（→詳しくは4ページの「5 入所までの流れ」をご覧ください）

Q. 就労を理由に入所の申込中ですが、第2子を妊娠しました。申込はどうなりますか？

- A. 就労要件に入所申込をしても、原則産前休業開始日を含む月から産後8週を経過した日の翌日を含む月に入所した場合は、妊娠・出産要件の期間限定入所となります。産前産後の期間内に転所する場合も同様です。妊娠・出産要件で入所した方は、産後休暇終了後すぐに復職する場合でも、期間限定入所であるため、自動的に継続入所することはできませんので、継続入所を希望される場合は、妊娠・出産要件で退所となる月の翌月の入所申込締切日までに再度申込が必要となり、入所調整の結果内定となってはじめて継続入所が可能となります。

Q. 2人兄弟で上の子だけ保育所に入所させて、下の子を母親が保育することはできますか？

- A. できません。下の子を母親が保育できる場合は「保育が必要である」要件に該当しません。そのため、保育所入所希望の場合は2人とも申込が必要です。ただし、祖父母や会社の託児所等（保護者以外）が下の子を保育できる場合は除きます（その場合は申立書が必要になります。）

Q. 市外の保育施設を希望したいのですが？

- A. 勤務地や勤務時間の都合で市外の保育施設を希望する場合、土浦市から先方市区町村への委託協議が必要となります。（入所希望月までに転出する予定の場合、転出予定先の市区町村へ直接申込が必要な場合があります。）申請者様ご自身で先方市区町村の申込に必要な要件や受付締切日等を確認していただき、原則土浦市の様式で土浦市保育課へ申込をお願いします。なお、民間保育所の場合、利用者負担額は土浦市へ納付していただくことになります。

市外施設への入所期間は、入所した月が属する年度末までとなりますので、翌年度も継続を希望する場合、翌年度4月入所の申込が必要になります。また、継続のための申込をしても、先方市区町村の住民で、入所を希望する施設が満員となった場合、次年度に継続して入所できない可能性もありますのでご注意ください。

Q. 土浦市に転入予定ですが、申込することはできますか？

- A. できます。転入後の土浦市内の住所地及び転入時期が決定している(住居の契約書等住所が確認できる書類を提出できる)場合は、土浦市保育課へ直接お申込ください。未定の場合は、現在住民票がある自治体を經由して土浦市にお申し込みください。

なお、転入予定での申込を行う場合は、入所する月の1日までに土浦市民となる必要があります。

Q. 保留通知が届きました。翌月も申込が必要ですか？

- A. 入所申込書等は、希望するいずれかの施設に入所が内定するまで、年度内は有効です。そのため、翌月についても入所調整の対象になりますので、再度申込を行う必要はありません。

Q. 内定通知が届きましたが、都合により入所できなくなりました。どうすればよいですか？

- A. 早急に保育課へ内定辞退の旨ご連絡ください。ただし、別の施設への転所を希望だった場合は、それを見込んで入所調整を行うため、次の入所者が決定している可能性が高いことから、原則辞退ができません（利用していた保育施設には戻れません）。また、内定を辞退すると入所申込そのものが取下となりますので、新たに入所を希望する場合は、再度入所申込が必要となります。

Q. 4月1次申込時の入所調整で第2希望の施設に内定しても、4月2次申込時の入所調整で第1希望の施設に内定となった場合は、通うことができますか？

- A. できます。1次申込の入所調整で第1希望の施設に内定とならなかった場合でも、内定者の辞退や施設側の職員配置等により、2次申込の入所調整にて内定となることがあります。

Q. 「保留希望」での申込（確実に保留となる申し込み方）はできますか？

- A. 国の意向により、令和7年度4月入所申込以降については、「保留希望」での申込ができなくなりますが、保育所申請用補助表にて、「育児休業の延長を許容できる」ことの意味表示をいただいた場合は優先度を下げて入所調整を行います。なお、令和6年度3月入所申込までは、「保留希望」での申込を行うことができます。申込を行う年度によって保育所申請用補助表の様式が異なることにご注意ください。

Q. 内定通知が届きましたが、就労証明書が同封されていました。再度提出する必要があるということでしょうか。

- A. 「育児休業明け」もしくは「就労予定」での入所申込を行い、内定となった場合は、入所後復職（就労）したことのわかる就労証明書の提出が必要です。証明日が復職（就労）した日以降となっている就労証明書を、入所月中に入所した施設にご提出ください。なお、提出されなかった場合は入所した月の月末日を以て退所となります。

● 入所後について

Q. 利用者負担額は施設によって異なりますか？

- A. 同一の基準で算定しています。公立保育所、民間保育園、認定こども園及び地域型保育のいずれに入所した場合でも、利用者負担額は10ページのとおりです。ただし、別途実費徴収（教材費、制服代等）がある場合、施設によって金額が異なりますので、施設に直接お問い合わせ下さい。

Q. 年度途中で3歳になりました。無償化の対象となりますか？

- A. なりません。保育料（利用者負担額）は、4月当初の年齢で年度末まで決定されますので、保育認定（2・3号認定）の場合は、年度末まで3歳未満児の金額のままとなります。

Q. 離婚した場合、保育料は変更になりますか？

- A. 家庭の状況によります。離婚してひとり親家庭（同一の住所地に元配偶者や事実婚の相手等が居ない状況（※））となった場合、片親のみの税額で利用者負担額を算定します（適用は離婚の翌月からになります）。ただし、保護者の収入が103万円未満の場合は、同居の祖父母等を「生計の主宰者」として算定しますので、結果として利用者負担額が高くなる場合もあります。なお、離婚前提の別居であっても、離婚調停中の「事件係属証明書」等の離婚に向けた客観的な証明書類が提出されない限り、父母を合算した税額で算定します。
※世帯分離していても、住民票上の住所が同一であれば原則同居扱いとなります。

Q. 就労を理由に入所中ですが、第2子を妊娠しました。通っている上の子は退所になりますか？

- A. ① 外勤の方の場合：産後、育児休業法に定める育児休業を取得し、その終了日が下の子の1歳誕生日前日以前である場合は、継続入所できます（育休終了日が下の子の1歳誕生日以降である場合は産後8週を経過した日の翌日を含む月の月末で退所）。継続を希望する場合は、「子ども・子育て支援給付認定変更申請書」に「育児休業承認書」（就労先の任意様式で可。育児休業期間が記入してあるもの。）または育児休業期間が明記されている「就労証明書」を添えて、ご利用中の保育施設または保育課へ提出してください。なお、育児休業を開始した日の翌日以降は、短時間認定となります。また、育児休業期間中に仕事を退職した場合は、退職した月の月末で上の子は退所となります。（※）

※退職した月中に保育要件を満たしていることがわかる証明書（従来と異なる勤務先で就労を開始したことのわかる就労証明書や、保育できない期間の開始日が同月内である診断書等）を提出した場合は継続可能ですが、この場合は下の子の預け先を確保していただく必要があります。職場の託児所を利用する場合や、同伴就労を行う場合は問題ありませんが、家庭保育を行う場合は上の子の継続入所が認められないことにご注意ください。

② 自営業の方の場合：産後8週を経てすぐ復職する場合に、継続入所できます。「就労証明書」と「確定申告書等の添付書類」を、産後8週を経過した日の翌日を含む月の月末までに施設または保育課へ提出してください。

③ 出産のために退職する場合：産前6週（多胎児は14週）の始まる月以降の退職の場合、出産のための入所に切替できますが、産後8週間が終了する月の月末で退所となります。ただし、産後8週を経過した翌日を含む月の月末までに、就労要件を満たす契約で勤務を開始したことのわかる就労証明書を提出した場合はこの限りではありません。

Q. 求職活動で入所しましたがなかなか就職できません。いつまで保育所に通えますか？

A. 求職活動で入所の方は、申立書に記載していただいたとおり、入所後3か月以内に保育要件を満たす仕事に就き、そのことを証明できる就労証明書が提出されないと、退所となります。入所した月に就職先が決定しなかった場合は、就職先が決定するまで毎月、翌月10日までに1か月間の就職活動の状況を記入した「就職活動状況届」をご利用中の保育施設または市保育課に提出してください。

(例) 4月入所の場合、6/30までに就労を開始したことのわかる就労証明書が提出できないと6/30付で退所です。

Q. 仕事を辞めてしまいました（仕事の時間が短くなってしまいました）。すぐ退所になりますか？

A. 退職や勤務時間の短縮によって1日4時間以上かつ月16日以上保育要件を満たさなくなった場合は、求職活動扱いとなり、退職日の3か月後の月末までに、保育要件を満たしたことのわかる就労証明書が提出されないと退所となります。退職等をした場合は、求職活動の申立書を園に提出し、退職月に再就職先が決定しなかった場合は、就職先が決定するまでは毎月、翌月10日までに1か月間の就職活動の状況を記入した「就職活動状況届」を、ご利用中の保育施設または市保育課に提出してください。

(例) 5/2 退職の場合、8/31までに就労を開始する証明が提出できないと8/31付で退所です。

Q. 入所した公立保育所が民間に移管した場合、継続して入所できますか？

A. 保護者が保育の要件を満たす限り、移管後もそのまま継続して入所できます。別の保育施設へ転所を希望する場合は、転所の申込が必要となります。



(C) 土浦市

公立保育施設等における「一時預かり事業」について

一時預かり事業とは、保護者の方が、仕事や家族の急病等によりお子様の保育ができないときなどに、保育施設でお子様をお預かりして保育を行う事業です。

1 保育サービスの内容

(1) 非定型的保育サービス

保護者等の勤務形態や通学などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対し、週3日を限度として行う保育サービス

(2) 緊急保育サービス

保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭及び保護者の急な就労、育児疲れ解消(心身のリフレッシュ)等の私的な事由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童に対し原則として4月～3月までの年度内で20日間を限度とする保育サービス

2 対象児童

土浦市内に居住する(住民登録のある)満1歳から就学前の児童(未就園児)

※ 離乳食が完了している かつ、卒乳している児童に限ります。

3 実施施設(公立)および受入児童数 ※ 民間保育所については、次ページをご覧ください。

	施設名	所在地	受入児童数 (1日あたり)	電話
1	荒川沖保育所	荒川沖西2-10-11	5人まで	841-0037
2	神立保育所	神立中央3-8-22	5人まで	831-8464
3	土浦幼稚園	文京町9-6	5人まで	821-2807

4 利用時間

月～金曜日：8時30分～17時00分頃まで

土曜日：8時30分～12時30分頃まで

※ 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は実施しません。

5 給食の提供

完全給食(主食・ごはんまたはパン、主菜、副菜)・おやつ

※ お子様に食物アレルギーがある場合は、お弁当をお持ちください。

6 安全と健康管理

(1) 送迎は、保護者の方が責任を持って行ってください。

(2) 保育施設内で病気(37.5°以上の発熱等)・事故が発生したときは、保護者の方に連絡しますので、緊急時の連絡先を必ずお知らせください。

7 保育料

4時間まで：800円 4時間を超える場合：1,600円(生活保護世帯の方は無料)

※ 保育施設で参加負担金が必要な行事等に参加する場合は、別途実費相当額をお支払いください。

8 保育にあたってご用意いただく物(所持品、食事用品、午睡用品等)

(1) 非定型的保育サービス：一般入所(園)時と同様の物が必要になります。

(2) 緊急保育サービス：年齢や利用期間等で異なりますので、各施設にお問合せください。

9 申込

※ 初回お申込の際は、必ずお子様同伴でお越しください。

※ 受入児童数に限りがあります。必ず事前に各施設へお尋ねください。

(1) 非定型的保育サービス :

利用しようとする日の属する月の前々月の1日(1日が日、祝祭日にあたる場合は、その次の開所(園)日)から利用しようとする日の7日前までに、施設に申し込んでください。

(2) 緊急保育サービス :

利用しようとする日の2週間前から前日までに、施設に申し込んでください。(育児疲れ解消等で利用の場合は、3日前からの申込になります。)

10 申込にかかる必要書類等

次に示す書類のほか、母子手帳、健康保険証を必ずお持ちください。国民健康保険に該当される方で健康保険証をお持ちでない場合は、代わりに資格証明書をご用意ください。

(1) 非定型的保育サービス : 保護者(両親)等の就労等を証明する書類、お子様の健康診断書

(2) 緊急保育サービス : 事由と日程を証明する書類(領収書、診断書、受講票、通知文等)

11 退所

次の事項に該当したときは、退所(園)または中断していただきます。

- (1) 児童が一時預かり事業の対象に該当しなくなったとき。
- (2) 児童が伝染性疾患又は悪質な疾病にかかったとき。
- (3) 保護者がこの規定に違反したとき。
- (4) その他事業の実施上支障があるとき。

● 民間保育施設の一時預かり事業

※ 料金・時間等の詳細や申込については、直接各施設にお問い合わせください。

	施設名(民間)	所在地	受入児童数	電話
1	土浦愛隣会保育所	右舩 1681	1日5人まで	841-0463
2	めぐみ保育園	烏山 5-2263-8	1日3人まで	841-2838
3	白鳥保育園	白鳥町 1096-4	1日5人まで	831-2590
4	高岡保育園	高岡 2303-4	1日5人まで	862-4666
5	藤沢保育園	藤沢 1746	1日5人まで	862-2600
6	あおぞら保育園	上高津 1800-1	1日5人まで	869-7490
7	童話館保育園	東真鍋町 9-28	1日3人まで	824-1323
8	ともっこ保育園	真鍋 3-7-18	1日5人まで	846-1213
9	都和保育園	並木 2-8-4	若干名	822-8053
10	桜川保育園	田中 3-4-5	1日5人まで	821-8341
11	新生めぐみ保育園	中村南 1-24-1	1日3人まで	841-0575
12	もみじこども園	富士崎 2-1-46	1日2人まで	846-2645
13	もみじ第二こども園	若松町 1-73	1日2人まで	822-5987
14	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	1日4人まで	824-3522
15	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	1日2人まで	823-1460
16	中央幼稚園	神立中央 2-1-18	1日4人まで	831-2103
17	ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	若干名	842-7107
18	キッズマアム	板谷 7-626-11	若干名	896-5508
19	キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	若干名	842-5732
20	キッズハウスうみの森	右舩 2340-28	若干名	804-0950
21	ともっこキッズ	荒川沖東 3-3-15	若干名	846-3383
22	キッズハウスほしの森	烏山 4-1941-34	若干名	895-4033